

重要事項説明書（訪問リハビリテーション）

（介護予防訪問リハビリテーション）

1. 事業者の概要

事業者名	医療法人 愛風会 さく病院
所在地	福岡市博多区竹下4丁目6番25号
事業指定番号	福岡県4010319145号
サービス提供地域	福岡市博多区・南区

2. 事業者の職員体制

職 種	常勤兼務	職務内容
理学療法士	2名	理学療法その他リハビリテーションを行う

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日
営業時間	8:30～17:15

※祝日、年末年始（12/30～1/3）等は除きます。

4. サービスの内容

ケアマネージャーが立案したケアプランを基に、主治医の指示を確認しつつ利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえてリハビリテーションの目標を達成するために計画を作成し、訪問リハビリテーションを提供します。

5. サービス利用料、その他の費用

1) 訪問リハビリテーションサービス料金

(要介護1～5と認定された方のサービス)

介護保険からの給付サービスを利用される場合、基本単位（ア）に、ご利用になられた加算・減算単位（イ）を合算し、地域単価（ウ）を乗算した金額に対して介護保険負担割合証に明記されている利用者負担の割合分（1～3割）を自己負担して頂きます。
但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、超えた額の全額をご負担して頂きますのでご留意下さい。

（ア） 基本単位

・ 40分（20分×2回） 616単位

※訪問リハビリテーション 20分間につき 308単位

（イ） 加算・減算単位

短期集中個別リハビリ実施加算	退院日・認定日から3ヶ月以内 1日につき算定	200単位	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制加算（Ⅰ）勤続7年以上	1回につき算定	6単位	<input checked="" type="checkbox"/>
サービス提供体制加算（Ⅱ）勤続3年以上	1回につき算定	3単位	<input type="checkbox"/>
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	月に1回算定	180単位	<input type="checkbox"/>
	月に1回算定※医師が利用者又はその家族に説明した場合 イ+270単位	450単位	<input type="checkbox"/>
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	月に1回算定	213単位	<input type="checkbox"/>
	月に1回算定※医師が利用者又はその家族に説明した場合 ロ+270単位	483単位	<input type="checkbox"/>
移行支援加算	1日につき算定	17単位	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	退院時1回を限度として算定	600単位	<input type="checkbox"/>

減算

診療未実施減算 ※ ¹ さく病院の医師が診療を行っていない場合 ※ ² 入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない	1回につき算定	50単位減	<input type="checkbox"/>
業務継続計画未実施減算 ※ ¹ 感染症や非常災害の発生時のサービス提供継続の為の計画策定及び措置を講じていない場合減算 ※ ² 令和7年3月31日までの間は減算適用しない	1回につき算定	9単位減	<input type="checkbox"/>
高齢者虐待防止未実施減算 ※虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合減算	1回につき算定	3単位減	<input type="checkbox"/>

（ウ） 地域単価

地域単価（福岡市5級地）	基本単位・加算に対し、1単位10.55円
--------------	----------------------

2) 介護予防訪問リハビリテーションサービス料金

(要支援1または要支援2と認定された方のサービス) 介護保険からの給付サービスを利用される場合、基本単位(ア)に、ご利用になられた加算・減算単位(イ)を合算し、地域単価(ウ)を乗算した金額に対して介護保険負担割合証に明記されている利用者負担の割合分(1~3割)を自己負担して頂きます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、超えた額の全額をご負担して頂きますのでご留意下さい。

(ア) 基本単位

・40分 (20分×2回) 596単位

※介護予防訪問リハビリテーション 20分間につき 298単位

(イ) 加算・減算単位

加算

短期集中個別リハビリ 実施加算	退院日・認定日から3ヶ月以内 1日につき算定	200単位	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制加算(I) 勤続7年以上	1回につき算定	6単位	<input checked="" type="checkbox"/>
サービス提供体制加算(II) 勤続3年以上	1回につき算定	3単位	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	退院時1回を限度として算定	600単位	<input type="checkbox"/>

減算

診療未実施減算 ※ ¹ さく病院の医師が診療を行っていない場合 ² 入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない	1回につき算定	50単位減	<input type="checkbox"/>
業務継続計画未実施減算 ※感染症や非常災害の発生時のサービス提供継続の為の計画策定及び措置を講じていない場合減算	1回につき算定	9単位減	<input type="checkbox"/>
高齢者虐待防止未実施減算 ※虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合減算	1回につき算定	3単位減	<input type="checkbox"/>
利用開始から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合 ※3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催などで減算なし	1回につき算定	30単位減	<input type="checkbox"/>

(ウ) 地域単価

地域単価(福岡市5級地)	基本単位・加算に対し、1単位10.55円
--------------	----------------------

4)その他

- (1)利用料金等の変更がある場合は、事前にご相談申し上げます。
- (2)利用料は、月締めとし翌月10日以降にご請求致します。

7. 事業者の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの特徴等

1)事業の目的

医療法人愛風会が開設する訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(以下事業者という)が行う、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下事業といふ)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め事業者の理学療法士もしくは作業療法士が要介護状態にある利用者に対して、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的にします。

2)サービスの運営方針

- (1)事業者の理学療法士もしくは作業療法士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防、又は要介護状態となることの予防に努めるよう、その目標を設定し、計画的にリハビリテーションを実施致します。
- (2)事業にあたっては、自らその提供する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るように努めます。
- (3)事業にあたっては、居宅介護支援専門員及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4)その他

- ①従業員研修 定期的に従業員研修を実施
- ②保険 全日病居宅介護事業者賠償責任保険加入済み

8. 緊急時等における対応

訪問リハビリテーションもしくは介護予防訪問リハビリテーション実施中、利用者の状態が急変した場合は、主治医の指示のもと、適切な措置を行います。その後、ご家族・居宅介護支援事業者等に速やかに連絡します。

9. 事故発生時における対応

- 1) 事故発生直後、事故関係者及び管理者を招集し、事故の内容を把握します。その後、市町村・家族・居宅介護支援事業者に速やかに連絡します。
- 2) 事故処理の経過については、記録・保管を行い、市町村・家族・居宅介護支援事業者に適宜連絡します。
- 3) 再発防止に向けて事故対策会議を行います。
- 4) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の保険請求手続きを行います。

10. 秘密保持・個人情報保護について

- 1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはございません。
- 2) 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により利用者及び利用者家族の同意を得て、個人情報をサービス担当者会議等において利用できるものとします。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知していきます。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- 4) 虐待防止の措置を適切に実施するために担当者を置いています。

12. 身体的拘束の適正化推進

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 衛生管理など

多様な感染症に対する予防及び感染拡大防止を図っていく為、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共にサービス提供時に感染予防対策を実施していきます。ご利用者様・ご家族様・訪問職員が感染しないためにも感染予防対策の実施についてご協力の程宜しくお願いします。

14. 業務継続計画の策定等

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための計画、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とう。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15 ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

※上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 相談窓口、苦情対応

- 1)事業者への相談・苦情があった場合は、相談苦情記録票に記入します。
- 2)管理者は、内容を検討し、各関係者に連絡を取り、対策会議を開催します。
- 3)事業者は改善事項を利用者・家族に書面にて御説明します。
- 4)事業者は、改善状況を確認します。
- 5)改善策に対し、理解が得られない場合は、市町村および国保連合会へ苦情申立書の作成、送付の支援を行います。

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用者相談窓口	・愛風会 さく病院 訪問リハビリテーション 相談員 白水 晴信 理学療法士 電話番号 092-471-6247 対応時間 8:30~17:15
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

(2)公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	・博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課 所在地 福岡市博多区博多駅2丁目19番24号 電話番号 092-419-1081 ・南区保健福祉センター 福祉・介護保険課 所在地 福岡市南区塩原3丁目25番3号 電話番号 092-559-5127 対応時間 8:45~17:15
福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 Fax番号 092-642-7856 対応時間 9:00~17:00

17. 介護サービス記録の利用者への開示

事業者は利用者の求めに応じて介護サービスの開示を行います。

18. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 愛風会
代表者名	理事長 <small>とおちか ひろのぶ</small> 遠近 裕宣
法人所在地・電話番号	福岡市博多区竹下4丁目6番25号 電話番号 092-471-1139 Fax番号 092-451-5829
法人内で実施する サービス	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅介護支援事業 (さく病院ヘルスケアセンター竹下)

19. 利用者へのお願い

1) 利用変更

- (1) サービスをお休みしたい場合や変更の際には、関連の
 居宅介護支援事業者又は当事業者に必ずご連絡下さい
- (2) 天候や訪問担当者のお休みなど、急にサービス内容を変更する場合は、
 速やかにご家族へ連絡致します。
- (3) 居宅サービス計画(ケアプラン)と実施サービス内容の変更がある場合は、
 介護支援専門員に連絡の上、サービス計画の変更を行います。
- (4) 訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションは、
 さく病院医師の診療日から3ヶ月以内のみ実施可能です。医師の診療や
 指示がない場合は、中止となります。ご了承下さい。

2) 書類

事業者が交付する「訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書」等は、利用者の介護に関する重要な書類ですので、
契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

3) 贈物

職員に対する贈物はご辞退申し上げます。ご了承下さい。

令和 年 月 日

さく病院 訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーション
サービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項
を説明し交付しました。

(事業者)

所在地 福岡市博多区竹下4丁目6番25号

事業者名 医療法人 愛風会 さく病院

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーションサービス及び
介護予防訪問リハビリテーションサービスについて重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(選任された利用者代理人)

住 所

氏 名

印

